

建設業許可 申請 変更 の手引

平成 19 年 度

知事及び大臣の新規・追加・更新・変更に関する書類の受付

※ 大臣の審査内容に関する相談は関東地方整備局へ(表紙裏参照)

1 場 所 〒 163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1

東京都都市整備局市街地建築部建設業課

都庁第二本庁舎 3 階南側 (代表) 03-5321-1111

(内線) 30661. 30662. 30665. 30666. 30671. 30672

(直通) 03-5388-3353~3355

2 時 間

午前 9 : 00 ~ 午後 5 : 00

※ 新規の申請は午前 9 : 00 から 11 : 30 まで、
午後 1 : 00 から 4 : 00 までをお願いします。

初めて申請する場合は、必ず建設業課内の相談コーナー
で予備審査を受けてください。(内線) 30658

時間 午前 9 : 30 ~ 11 : 30 (整理番号配布)

午後 1 : 00 ~ 4 : 30

 東京都都市整備局市街地建築部建設業課

建設業関連窓口一覧

- (国) 国土交通省 総合政策局 建設業課 許可係
(代表) 03-5253-8111 国土交通省H.P.
<http://www.mlit.go.jp/>
- ・ 審査担当
関東地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係
(直通) 048-600-1906 関東地方整備局H.P.
(代表) 048-601-3151 (内線 6145) <http://www.ktr.mlit.go.jp/>
 - ・ 建設コンサルタントの登録
関東地方整備局 建政部 建設産業第二課 測量業係
(代表) 048-601-3151 (内線 6661)
 - ・ 大臣特認
国土交通省 総合政策局 建設業課 建設市場アクセス推進室
(代表) 03-5253-8111 (内線 24755)
- (都) (代表) 03-5321-1111
- ・ 経営事項審査
都市整備局 市街地建築部 建設業課 建設業指導係
(内線 30681 第二庁舎・3階・南側)
 - ・ 建築士の試験・免許・登録
 - ・ 建築士事務所の登録
都市整備局 市街地建築部 建設業課 建築士係
(内線 30685 第二庁舎・3階・南側)
 - ・ 解体工事業者の登録
都市整備局 市街地建築部 建設業課 審査第一・二係
(内線 30661・671 第二庁舎・3階・南側)
 - ・ アスベストの大気中への飛散(建築物解体時等)
環境局 環境改善部 大気保全課 大気係
(内線 42355 第二庁舎・8階・北側)
 - ・ アスベストを含む産業廃棄物の処理
環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 指導係
(内線 42851 第二庁舎・9階・北側)
 - ・ 産業廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)、処理施設の許可・届出
環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 審査係
(内線 42861 第二庁舎・9階・北側)
 - ・ 建設工事等に伴い発生する残土対策
都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 建設副産物係
(内線 30236 第二庁舎・21階・中央)
 - ・ 宅地建物取引業者の免許
都市整備局 住宅政策推進部 不動産業課 免許係
(内線 30391~3 第二庁舎・3階・北側)
 - ・ 建設工事等競争入札参加資格の審査
財務局 経理部 契約第一課 資格審査係
(内線 26155 第一庁舎・15階・南側)
 - ・ 電気工事業者の登録・届出
環境局 環境改善部 環境保安課 火薬電気係
(内線 42481 第二庁舎・8階・北側)
 - ・ 建設機械の打刻又は検認の申請に対する審査
建設局 総務部 用度課 事業係
(内線 40211 第二庁舎・23階・中央)